ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

2021年、改正義務教育標準法が成立し、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられることになった。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要だと考える。さらに、きめ細かい教育活動をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、30人学級の実現やすべての職種を含めた抜本的な教職員定数改善が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、大分県のように独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、これでは自治体間で教育格差が生じることになり、大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法の理念であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備のため、本来は国の施策として定数改善にむけた財源保障をするべきである。

現在の学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちが楽しく通い、ゆたかに学ぶことを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。教員不足も年々深刻になってきており、子どもや教職員に大きな影響をおよぼしている。子どもたちのゆたかな学びを保障するためには確実な人的配置は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、2025年度の政府予算において、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1. 教育環境改善のために、すべての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。
- 2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3. さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級の編成基準の見直しや「2複」の解消など、複式学級を解消に向けて尽力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 6月26日